市立ひらかた病院の運用に係る措置等について

1. 消化器センターの設置について

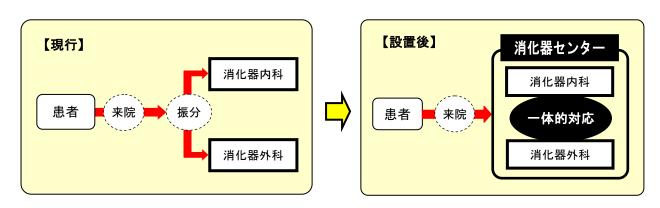
(1) 目的

平成30年3月、大阪府において「がん対策基本法」に基づく「第3期大阪府がん対策推進計画」が策定されました。計画では、「がん医療の充実」が掲げられ、がん診療拠点病院は地域におけるがん医療の充実に努めることが求められています。

これを踏まえ、市立ひらかた病院では、がんに係るチーム医療の体制整備を進めるとともに、他の医療機関等との連携を深め、大阪府がん診療拠点病院として、がんの中でも特に患者数の多い消化器医療の充実を図り、もって集患に繋げるため、本院の主要な診療科として『消化器センター』を設置するものです。

(2) 内容

現在の"消化器内科"と"消化器外科"を、"消化器センター"として一本化し、内科・外科の包括的な診療を行うことで、スムーズに質の高い医療を提供し、患者の利便性・信頼性の向上に資するものです。



※診療受付窓口を一本化し、患者の病状に応じて内科、外科医師、検査技師等が 連携してチーム診療を行います。

消化器センターの設置によって、幅広い疾患への対応が可能となることで、地域医療機関からの受入の拡大にも繋げていくものです。

(3) 実施時期等

平成31年4月から(平成31年1月から試行運用)

(裏面に続く)

2. 資本金の減額について

(1) 目的

平成23年の地方公営企業法の一部改正によって、平成24年度より資本金の額を減少することができることとなりました。

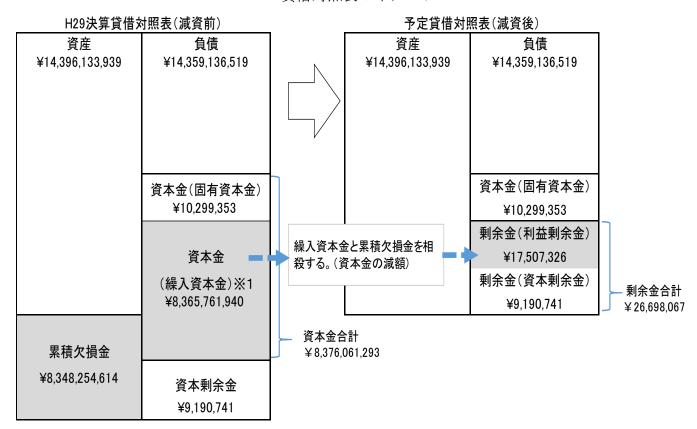
本院におきましても、一般会計からの出資金による資本金が積みあがっている一方で、 多額の累積欠損金が生じていることから、資本金で累積欠損金を相殺することで、本院の 現在における財務状況を的確に市民の皆さんにお示しするとともに、信頼される医療の推 進につなげるものです。

(2) 内容

資本金83億7,606万1,293円のうち、一般会計からの出資金が累積された繰入資本金83億6,576万1,940円と平成29年度決算における累積欠損金83億4,825万4,614円を相殺するものです。

また、この減資はキャッシュフローに影響するものではなく、財務状況を判断するうえで重要である事業の運営資金については、一層の経営改善に取り組み、十分に確保できるよう努めます。

<貸借対照表のイメージ>



※1 繰入資本金は、旧病院からの固定資産取得にかかる一般会計からの出資金による累積額。 ※旧病院の固定資産については、新病院開院時に除却済であり、現在は繰入資本金と固定資産の紐付はない。

(3) 資本金減額による影響

資本金の減額は、病院が保有する資金をはじめ、固定資産等に影響するものではなく、 事業継続に必要な財産は引き続き資産として保有します。

また、今後の企業活動による成果が、過去からの累積欠損金等の負債を含まない形となるため、より明確となる財務状況を踏まえた上で、今後の経営改善の取り組みを推進していくものです。

(4) 実施時期等

資本金の減額について平成30年12月定例月議会に提出予定

〈参考〉長期前受金について

平成26年度の会計基準改正に準じて、平成30年度より一般会計からの繰入金のうち企業 債償還元金等に対しての繰入金を他の企業会計と同様に「長期前受金戻入」として収益的 収入へ予算計上しています。

3. その他

平成29年3月に策定した『市立ひらかた病院改革プラン』に、項番1.消化器センターの本格運用のほか、この間の診療報酬改定や、現在取り組みを進めている救急患者受け入れ強化、地域診療所との連携強化、専門知識を持ったコンサルタントからの経営改善助言に基づく取り組み、病院イメージを向上させる情報発信の強化など、本院における経営改善の取り組み等に加え、項番2.の資本金の減額についても反映します。